

## 内部モデル手法の廃止を提案するバーゼル委員会の

### オペレーショナル・リスクに関する市中協議文書

小立 敬

#### ■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2016年3月、オペレーショナル・リスクに関する所要資本の計測方法の見直しを図る市中協議文書を公表した。市中協議文書は、内部モデル手法としての先進的計測手法（AMA）の廃止を提案する一方、銀行の収入・支出をベースとするビジネス指標（BI）を計測するBIコンポーネントと、銀行の内部損失データを反映させる損失コンポーネントによって構成される標準的計測手法（SMA）に基づく計測を提案している。
2. 銀行の収入・支出に基づいて計測されるBIは、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーの代理指標として位置づけられる。BIは、①金利・リース・配当コンポーネント（ILDC）、②サービス・コンポーネント（SC）、③金融コンポーネント（FC）によって構成されており、BIの値が大きくなるとBIコンポーネントの値が逡増し、所要資本が増加する仕組みとなっている。
3. SMAの下、BIが10億ユーロを超える中堅・大手の銀行については、損失コンポーネントによって銀行の内部損失データに基づく内部損失が資本賦課の計測に反映される。一方、BIが10億ユーロを下回る小規模の銀行は、BIコンポーネントの計測のみであり、損失コンポーネントの計測は必要ない。
4. バーゼル委員会のイングベス議長は、オペレーショナル・リスクの見直しに関して、ほとんどの銀行で資本賦課の影響はニュートラルになると述べているが、SMAの下でBIの値は逡増するように設計されており、銀行のBIが大きくなるほど資本賦課が増えることになる。規模のより大きな銀行では、現行よりも資本賦課が増える可能性があり、銀行ごとの影響の違いの見極めが重要になる。

## I. 市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2016年3月4日、「オペレーショナル・リスクの標準的計測手法」と題する市中協議文書を公表した<sup>1</sup>。これは、内部モデル手法を利用して

<sup>1</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Standardised Measurement Approach for Operational Risk,” Consultative

自己資本比率を計測する銀行の間でリスク・アセットに過度のばらつき (variability) があることが判明したことから、計測されるリスク・アセットの適切性を確保するためにマーケット・リスクや信用リスクとともに、オペレーショナル・リスクについて所要資本の計測方法の見直しを図るものである。

バーゼル委員会はすでに 2014 年 10 月にオペレーショナル・リスクの標準的手法 (standardised approach; SA) の改定を図る市中協議文書を公表している<sup>2</sup>。2014 年の市中協議文書は、金融危機後に認識された現行の枠組みにおける欠陥を修正することを目的に、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーの代理指標として銀行の粗利益 (gross income) に基づく従来の 3 つの標準的手法に替えて、銀行の収入・支出をベースとする「ビジネス指標 (business indicator; BI)」を利用した標準的手法に一本化することを提案していた。一方、2014 年の市中協議文書は、内部モデル手法である先進的計測手法 (AMA) について具体的な見直しの方針を示していなかった。

今回の市中協議文書では、AMA の廃止を打ち出すとともに、BI に基づいて計測される標準的手法をベースに、銀行の内部で発生したオペレーショナル・リスクに係る内部損失データを反映させる標準的計測手法 (standardised measurement approach; SMA) が提案されている。すなわち、オペレーショナル・リスクの見直しにおいては、内部モデル手法の廃止という監督当局の内部モデルに対する不信を反映した象徴的な方針が示された。

バーゼル委員会は、市中協議文書の中で AMA の廃止に至った理由を次のように述べている。バーゼル II で導入されたオペレーショナル・リスクの枠組みにおいて、監督当局の承認の下でプリンシプル・ベースの AMA は、多様な内部モデルに基づいて計測が行われている。バーゼル委員会としては、AMA にはかなりの柔軟性があるものの、時間とともに柔軟性がなくなり、ベスト・プラクティスが構築されることが期待されていた。しかしながら、バーゼル委員会は現在では、そのような期待は実現せずに、AMA の本質的な複雑さと多様な内部モデルの実務から生じる比較可能性の欠如が計測のばらつきをもたらし、自己資本比率の信頼性を損ねているとの認識に至っている。

市中協議文書は、今回の提案はオペレーショナル・リスクに対する資本賦課を全体的に増加させることを目的とするものではないとする一方で、新たなオペレーショナル・リスクの枠組みの適用に伴う影響は銀行間で異なるものとなり、規制資本が増加する銀行もあることを明らかにしている。また、バーゼル委員会のステファン・イングベス議長 (スウェーデン中央銀行総裁) は、市中協議文書の公表の際、今回の提案が資本賦課の点においてほとんどの銀行でニュートラルとなることを期待していると述べている。多くの銀行では自己資本比率への影響はさほど生じないものの、大手銀行の一部などでは相応の影響が生じることが想定される。

Document, March 2016 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d355.pdf>). 2016 年 6 月 3 日がコメント期限となっている。

<sup>2</sup> Basel Committee on Banking Supervision, "Operational Risk – Revision to the Simpler Approaches," Consultative Document, October 2016. その概要に関しては、小立敬「バーゼル委員会によるオペレーショナル・リスクの新たな標準的手法に関する市中協議」『野村資本市場クォーターリー』2015 年冬号 (ウェブサイト版) を参照。

バーゼル委員会は今後、市中協議文書の提案に関して定量的影響度調査（QIS）を実施した上で、最終的な規制の設計と水準調整を行う予定を示している。バーゼル委員会の上位組織である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）が2016年1月に示した方針によると、2016年中にオペレーショナル・リスクを含めリスク・アセットの計測方法の改定の最終化が図られる見通しである<sup>3</sup>。なお、市中協議文書は、AMAを廃止するタイミングについては2016年中にその詳細を明らかにするとしている。

以下では、バーゼル委員会によるオペレーショナル・リスクに関する所要資本の計測手法の見直しを図る市中協議文書の概要を整理する。

## Ⅱ. BI コンポーネントの計測

### 1. 2014年の市中協議文書からの変更点

市中協議文書が提案する新たなSMAは、①2014年の市中協議文書で提案された標準的手法に修正を加えたBIコンポーネントと、②銀行の内部損失を反映させる損失コンポーネントで構成されている。2014年の市中協議文書は、オペレーショナル・リスクの代替指標として従来の粗利益に替えて収入・支出に基づくBIを提案しており、BIは銀行の損益計算書（P&L）の要素で構成される①金利コンポーネント、②サービス・コンポーネント、③金融コンポーネントを合計したものであった（図表1）。

図表1 2014年市中協議文書が提案したビジネス指標（BI）

ビジネス指標 = ① 金利コンポーネント + ② サービス・コンポーネント + ③ 金融コンポーネント

- ① 金利コンポーネント = [ 金利収入 - 金利支出 ] の絶対値
- ② サービス・コンポーネント = [ フィー収入 + フィー支出 + その他業務収入 + その他業務支出 ]
- ③ 金融コンポーネント = [ トレーディング勘定のネット損益 ] の絶対値  
+ [ 銀行勘定のネット損益 ] の絶対値

（出所）バーゼル委員会「2014年市中協議文書」より野村資本市場研究所作成

一方、バーゼル委員会による今般の市中協議文書では、2014年の市中協議文書に対するパブリック・コメントを受けて、以下のとおりBIの計測方法が修正されている。

- 金利コンポーネントは、金利収入・支出に加えて、配当収入やリース収入・支出も含めた金利・リース・配当コンポーネント（interest, lease and dividend component; ILDC）に改定。また、ネット金利利ざや（net interest margin; NIM）が3.5%以上の高水準の

<sup>3</sup> The Group of Central Bank Governors and Heads of Supervision, “Revised market risk framework and work programme for Basel Committee is endorsed by its governing body,” Press Release, 11 January 2016.

NIM の銀行に対して NIM に 3.5% のキャップを設定<sup>4</sup>

- サービス・コンポーネント (service component; SC) は、①フィー収入およびフィー支出のいずれか大きい値、②その他業務収入およびその他業務支出のいずれか大きい値の合計額に変更<sup>5</sup>。また、未調整の BI (ネット・フィー収入をフロアーとして設定しない BI) の 50% 以上をフィー収入・支出が占めるフィーが高水準の銀行については、超過分の 10% のみを考慮するように修正<sup>6</sup>
- 金融コンポーネント (financial component; FC) は変更なし

## 2. BI の計測

今般の市中協議文書においては、以下の式に基づいて、①金利・リース・配当コンポーネント (ILDC)、②サービス・コンポーネント (SC)、③金融コンポーネント (FC) で構成される BI を計測することが提案されている。

$$BI = ILDC_{Avg} + SC_{Avg} + FC_{Avg}$$

ここで、

$Avg$  は各項目の直近 3 年 ( $t$ 、 $t-1$ 、 $t-2$ ) の平均値

$$ILDC_{Avg} = \min[|金利収入_{Avg} - 金利支出_{Avg}|; 0.035 * 金利収入を生む資産_{Avg}] + |リース収入_{Avg} - リース支出_{Avg}| + 配当収入_{Avg}$$

$$SC_{Avg} = \max(\text{その他業務収入}_{Avg}; \text{その他業務支出}_{Avg}) + \max\{|フィー収入_{Avg} - フィー支出_{Avg}|; \min[\max(\text{フィー収入}_{Avg}; \text{フィー支出}_{Avg}); 0.5 * uBI + 0.1 * \max(\text{フィー収入}_{Avg}; \text{フィー支出}_{Avg}) - 0.5 * uBI]\}$$

$$\text{未調整の BI として、} uBI = ILDC_{Avg} + \max(\text{その他業務収入}_{Avg}; \text{その他業務支出}_{Avg}) + \max(\text{フィー収入}_{Avg}; \text{フィー支出}_{Avg}) + FC_{Avg}$$

$$FC_{Avg} = |トレーディング勘定ネット損益_{Avg}| + |銀行勘定ネット損益_{Avg}|$$

<sup>4</sup> 2014 年の市中協議文書では、構造的または持続的に NIM が極めて高いまたは低い場合、オペレーショナル・リスクに係る資本賦課について過大推計または過小推計につながる可能性を指摘した上で、その問題への対応として NIM にキャップまたはフロアーを設定することを示唆していた。

<sup>5</sup> SC の計測方法の変更は、金融商品の販売のみを行う銀行と組成・販売 (originate to distribute) を行う銀行の間のビジネス・モデルの違いによる影響を考慮したもの。すなわち、2014 年の市中協議文書が提案する SC では、フィー収入およびフィー支出、その他業務収入、その他業務支出の合計として計測されることから、BI の計測において、第三者から購入した金融商品を販売する銀行ではそれが収入と支出にカウントされるのに対して、自ら商品を組成する銀行では収入にしかカウントされないという取扱いの差が生じることに対応するもの。

<sup>6</sup> フィー収入・支出が多い銀行ではそのこと自体が高い BI の値をもたらす。そこで、実際のオペレーショナル・リスクと比較して必要以上に保守的な資本賦課を回避することを目的として、当該措置が手当てされている。

### 3. BI コンポーネントの計測

新たな SMA の下、オペレーショナル・リスクに係る資本賦課を計測するに際して、銀行は BI の規模に応じて5つのバケットに区分される。銀行は、自らが該当するバケットに応じて BI コンポーネントの計測を行わなければならない。バケット2からバケット5に区分される銀行では、BI コンポーネントの計測を行った後に、銀行間で異なるリスク・プロファイルを反映させるために内部損失を考慮する損失コンポーネント（後述）の計測が求められる。一方、BI の規模が10億ユーロを下回る場合のバケットであるバケット1に区分された銀行においては、BI コンポーネントの計測のみが求められ、損失コンポーネントを計測する必要はない。

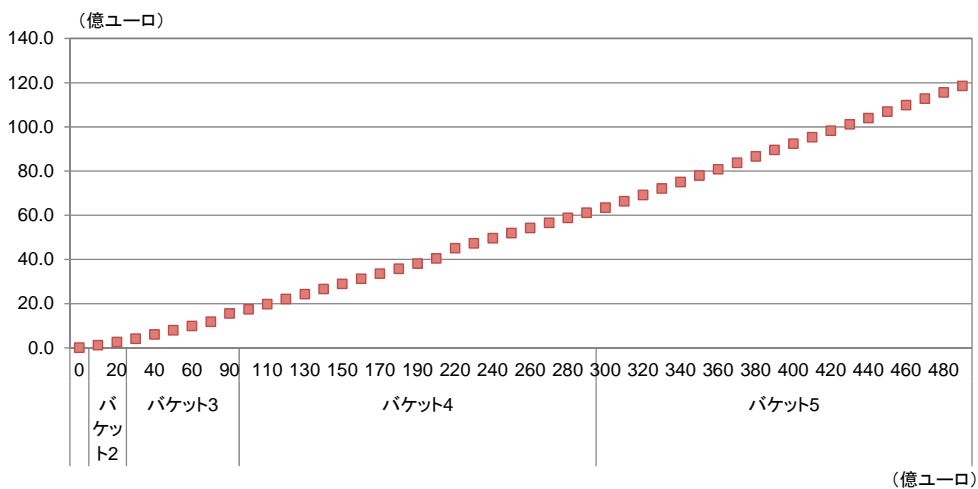
各バケット内では BI の増加に伴って BI コンポーネントの値は線形的に増加し、バケットが1つ上がると、バケット1では0.11、バケット2では0.15、バケット3では0.19、バケット4では0.23、バケット5では0.29と乗数が少しずつ大きくなるため、BI が逡増する（図表2）。これは、BI の規模が拡大するに従ってオペレーショナル・リスクに関する損失は逡増するというバーゼル委員会の認識を反映したものであるが、実際にはカーブはさほど急ではない（図表3）。なお、バケット2からバケット5には定数が設定されているが、それはバケット間の連続性を保つために設けられるものである。

図表2 BI コンポーネントにおける BI バケット

バケット	BIの範囲	BIコンポーネント
1	0ユーロから10億ユーロ	0.11*BI
2	10億ユーロから30億ユーロ	1.1億ユーロ+0.15(BI-10億ユーロ)
3	30億ユーロから100億ユーロ	4.1億ユーロ+0.19(BI-30億ユーロ)
4	100億ユーロから300億ユーロ	17.4億ユーロ+0.23(BI-100億ユーロ)
5	300億ユーロ超	63.4億ユーロ+0.29(BI-300億ユーロ)

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

図表3 BI と BI コンポーネントの大きさの関係



(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」より野村資本市場研究所作成

### Ⅲ. 損失コンポーネントの計測

#### 1. 損失コンポーネントを追加した背景

バケット2からバケット5に該当する銀行は、前述のとおり、内部損失データに基づいて損失コンポーネントを計測しなければならない。バーゼル委員会は、BIコンポーネントではBIの規模に応じてオペレーショナル・リスク・エクスポージャーは増える仕組みであるが、実際にはBIの規模のみがオペレーショナル・リスクに係る損失の決定要因ではなく、ビジネス・モデルによってオペレーショナル・リスク・エクスポージャーは異なることを認識している。バーゼル委員会としては、損失コンポーネントは内部損失データから推測される銀行のオペレーショナル・リスクに係る損失を考慮するものであり、BIコンポーネントに内部損失の要素を追加することで、SMAのリスク・センシビリティは向上すると考えている。

銀行の内部損失データを利用することについてバーゼル委員会は、銀行が内部損失コンポーネントを計測する準備はできているとする。現行の枠組みの下、AMA、粗利益配分手法(TSA)、代替的手法(ASA)を利用する銀行にはオペレーショナル・リスクに係る損失データの収集が求められていることを挙げる。その上でバーゼル委員会は、BIが10億ユーロ超の銀行のうち80%以上の銀行は損失データの収集が不要な基礎的手法(BIA)を利用していないこと、バケット2からバケット5の銀行の大半は総資産が20億ユーロ超の中堅・大手銀行であることを指摘する。バーゼル委員会はそのような点を考慮してバケット2からバケット5の銀行には内部損失データに基づく損失コンポーネントの計測を求め、バケット1の銀行には銀行の内部損失を不要としたものである。

#### 2. 損失コンポーネントの計測

バケット2からバケット5の銀行を対象とする損失コンポーネントおよび内部損失乗数(internal loss multiplier)の計測は、以下のとおり。

$$\text{内部損失乗数} = \ln \left( \exp(1) - 1 + \frac{\text{損失コンポーネント}}{\text{BIコンポーネント}} \right)$$

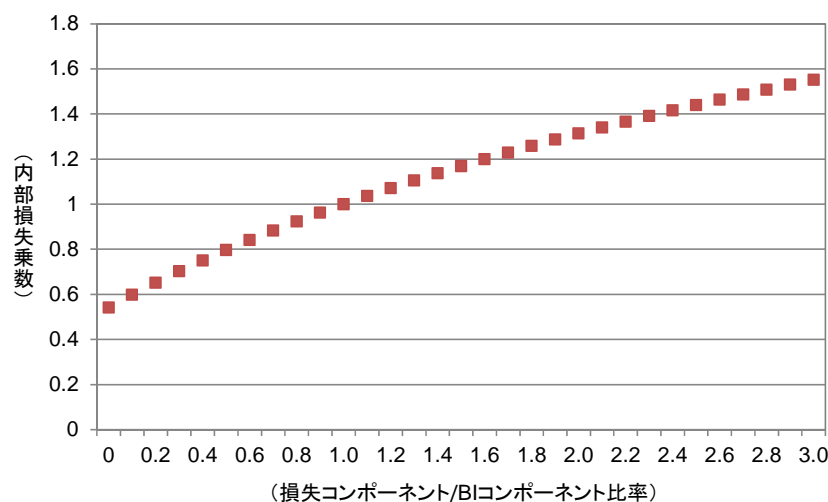
ここで、

$$\begin{aligned} \text{損失コンポーネント} &= 7 * \text{平均年間総損失} \\ &+ 7 * \text{平均年間総損失(1千万ユーロ超の損失イベントが含まれる場合のみ)} \\ &+ 5 * \text{平均年間総損失(1億ユーロ超の損失イベントが含まれる場合のみ)} \end{aligned}$$

損失コンポーネントの計測は、損失イベントが1千万ユーロ超、1億ユーロ超、またはそれらより小さい場合で異なる。損失コンポーネントがBIコンポーネントと同額となる銀行は、業界平均のエクスポージャーを有する銀行として内部損失乗数は1となり、SMAの下で資本賦課はBIコンポーネントの額となる。業界平均を上回る内部損失の銀行において

は、損失コンポーネントが BI コンポーネントを上回ることから資本賦課は BI コンポーネントよりも多くなる一方、業界平均を下回る内部損失の銀行では、損失コンポーネントが BI コンポーネントを下回るため資本賦課は BI コンポーネントよりも少なくなる。なお、バーゼル委員会は  $\ln(\exp(1)-1)$  の値は 0.541 であるとしている。内部損失乗数のイメージは図表 4 の通りである。

図表 4 内部損失乗数のイメージ



(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」より野村資本市場研究所作成

また、バーゼル委員会は、内部損失乗数に対数関数を利用することの可否を慎重に評価するとともに、別のアプローチを検討していることも明らかにしている。

銀行は、損失コンポーネントの計測に当たって、内部損失データの特定、収集および取扱いに係る基準を満たす 10 年間の高い品質の損失データ (good-quality loss data) を利用することが求められる (後掲参考 2)。ただし、10 年間の損失データが揃うまでの移行期間においては、データが揃わない銀行は少なくとも 5 年間のデータを利用し、その後はデータの蓄積の状況に応じて 10 年間までデータ期間を延ばすことになる。5 年間のデータも揃わない銀行は BI コンポーネントのみを計測する。

#### IV. 資本賦課の計測

新たな SMA の下、銀行のオペレーショナル・リスクの資本賦課は、上記で確認してきた BI コンポーネント、損失コンポーネントの計測を経て、以下の計測式に基づいて計測される。バケット 1 の銀行については、BI コンポーネントの値のみを計測し、バケット 2 からバケット 5 の銀行については、BI コンポーネントに対して内部損失乗数を乗じた値を計測することになる。

$$SMA資本 = \left\{ \begin{array}{l} BIコンポーネント【バケット1】 \\ 1.1億ユーロ + (BIコンポーネント - 1.1億ユーロ) \cdot \ln \left( \exp(1) - 1 + \frac{\text{損失コンポーネント}}{BIコンポーネント} \right) \\ \text{【バケット2-5】} \end{array} \right.$$

ここで、

$$BIコンポーネント = \left\{ \begin{array}{l} 0.11 * BI \text{【バケット1】} \\ 1.1億ユーロ + 0.15(BI - 10億ユーロ) \text{【バケット2】} \\ 4.1億ユーロ + 0.19(BI - 30億ユーロ) \text{【バケット3】} \\ 17.4億ユーロ + 0.23(BI - 100億ユーロ) \text{【バケット4】} \\ 63.4億ユーロ + 0.29(BI - 300億ユーロ) \text{【バケット5】} \end{array} \right.$$

$$\begin{aligned} \text{損失コンポーネント} &= 7 * \text{平均年間総損失} \\ &+ 7 * \text{平均年間総損失(1千万ユーロ超の損失イベントが含まれる場合のみ)} \\ &+ 5 * \text{平均年間総損失(1億ユーロ超の損失イベントが含まれる場合のみ)} \end{aligned}$$

銀行が連結ベースで SMA を計測する場合には、完全連結ベースの BI の数値が利用されることから、グループ内の収入および支出は互いに相殺されることになる。一方、子会社連結ベース (subconsolidated level) で SMA を計測する場合は子会社レベルで連結された銀行の BI を計測し、子会社レベルで SMA を計測する場合は銀行子会社の BI を利用することになる。銀行持株会社と同様、子会社連結ベースまたは子会社レベルで BI がバケット 2 に達した場合には、SMA の計測において内部損失を反映しなければならない。

## V. 今後の留意点

オペレーショナル・リスクに関する市中協議文書の公表によって、①内部モデル手法である AMA が廃止されること、②BI に基づく新たな標準的手法として SMA に一本化されること、③中堅・大手銀行においては SMA の計測の中で内部損失データが考慮されることが明らかになった。今後、市中協議と QIS が実施され、年内には最終的な水準調整が行われて規則の最終化が図られる見通しである。

イングベス議長はほとんどの銀行で資本賦課の影響はニュートラルになると述べているが、新たな SMA の下、銀行の BI が大きくなるほど資本賦課のベースとなる BI コンポーネントが増加し、また内部損失が大きくなるほど資本賦課が増えることになる。すなわち、規模のより大きな銀行で内部損失が相対的に大きい銀行においては、現行よりも資本賦課が増える可能性があり、銀行ごとの影響の違いの見極めが重要になると思われる。



## 参考1 ビジネス指標 (BI) の定義

BIコンポーネント	P&L, BSの項目	定義	典型的な項目
金利・リース・配当	金利収入 (リースを除く)	すべての金融資産の金利収入、その他の金利収入(リースから生じる金利収入を除く)	・ローン、前払金、売却可能資産、満期保有資産、トレーディング資産から生じる金利収入 ・ヘッジ会計デリバティブから生じる金利収入 ・その他の金利収入
	金利支出 (リースを除く)	すべての金融負債の金利支出、その他の金利支出(リースから生じる金利支出を除く)	・預金から生じる金利支出 ・発行された債務証券から生じる金利支出 ・ヘッジ会計デリバティブから生じる金利支出 ・その他の金利支出
	金利を生む資産 (BS項目)	・毎年度末時点のローン、前払金、金利を生む資産(政府債を含む)の総グロス残高	
	フィナンシャルおよびオペレーティング・リース収入	・フィナンシャル・リースから生じる金利収入 ・オペレーティング・リースから生じる金利収入 ・リース資産から生じる収益	
	フィナンシャルおよびオペレーティング・リース支出	・フィナンシャル・リースから生じる金利支出 ・オペレーティング・リースから生じる金利支出 ・リース資産から生じる損失 ・オペレーティング・リース資産の減価償却・減損	
	配当収入	非連結の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーを含む銀行の連結対象外の株式、ファンドからの配当収入	
サービス	フィーおよびコミッション収入	アドバイス、サービスの提供から得られる収入。金融サービスのアウトソーシングを提供する銀行が受ける収入を含む	以下のフィーおよびコミッション収入 ・証券(発行、オリジネーション、受取り、移換、顧客のための取引執行) ・清算、決済 ・アセット・マネジメント ・カストディ ・受託取引 ・決済サービス ・ストラクチャード・ファイナンス ・証券化に係るサービシング ・ローンのコミットメント、保証の供与 ・海外取引
	フィーおよびコミッション支出	アドバイス、サービスを受けることから生じる支出。金融サービスの提供のために銀行から支払われるアウトソーシング・フィーを含む。ただし、ロジスティクス、IT、人的資源等の非金融サービスの提供のために支払うフィーを除く	以下のフィーおよびコミッション支出 ・清算、決済 ・カストディ ・証券化に係るサービシング ・ローンのコミットメント、保証の受領 ・海外取引
	その他の業務収入	他のBI項目に含まれないもので同質のものを含む通常の銀行業務から得られる収入(オペレーティング・リースからの収入を除外)	・投資用不動産からの賃料収入 ・固定資産、IFRS上、廃止事業には非適格で売買可能として分類される処分グループからの収入
	その他の業務支出	他のBI項目に含まれないもので同質のものを含む通常の銀行業務、オペレーション上の損失イベントから生じる支出および損失(オペレーティング・リースから生じる支出を除外)	・固定資産、IFRS上、廃止事業には非適格で売買可能として分類される処分グループからの損失 ・過去に引当・準備金が手当てされていないオペレーション上の損失イベント(罰金、処罰、決済、価値を喪失した資産の置換コスト)の結果として生じる損失 ・オペレーション上の損失イベントに対する引当・準備金を積み立てる際の支出
金融	トレーディング勘定のネット損益	・トレーディング資産・負債のネット損益(デリバティブ、債務証券、エクイティ証券、ローンおよび前払金、ショート・ポジション、その他の資産・負債) ・ヘッジ会計のネット損益 ・為替差損益のネット損益	
	銀行勘定のネット損益	・損益計算書において公正価値評価される金融資産・負債のネット損益 ・損益計算書において公正価値評価されない金融資産・負債の実現損益(ローンおよび前払金、売却可能資産、満期保有資産、減損される金融負債) ・ヘッジ会計のネット損益 ・為替差損益のネット損益	

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」

## 参考2 データの特定、収集、取扱いに関する基準

一般基準
SMA規制資本のために利用する内部発生損失データの計測は、10年の観測期間に基づくこと。銀行がSMAに初めて移行する際には、5年超の高品質のデータが利用できない場合には例外措置として5年間の観測期間は許容される
内部損失データは、銀行の現在の業務活動、テクノロジー・プロセス、リスク管理手続に明確にリンクしている場合が最も適切なものであることから、内部損失データの特定、収集および取扱いについて文書化された手続・プロセスを有すること
リスク管理の目的のためおよび監督当局の検証および/またはレビューを支えるため、銀行は時系列の内部損失データをバーゼルIIアコードの添付資料9に規定されるレベル1監督カテゴリーにマッピングし、当該データを監督当局の求めに応じて提出できるようにすること
銀行の内部損失データは、包括的であり、すべての子会社群および地域拠点から生じるすべての重要な活動およびエクスポージャーを捕捉すること。銀行は内部損失データの収集に際して、適切な最低限(de minimis)の集計基準を設けること。最低限の集計基準は銀行および銀行内のイベントの種類によっていくらか異なるかもしれないが、1万ユーロ超であってはならない。銀行がSMAに初めて移行する際には、最低限の集計基準は2万ユーロも許容される
グロス損失額に関する情報に加えて、銀行は、イベントが生じたまたは最初に始まった日(発生日)、可能であれば、銀行がイベントに気付いた日(発見日)、損失、損失に対する準備金、引当金が最初に銀行のP&Lで認識された日(アカウント日)を含む、オペレーショナル・リスク・イベントの参照日に関する情報も収集すること。さらに、銀行はグロス損失額のリカバリーに関する情報、損失イベントのドライバーまたは原因に関する詳細な情報を収集すること。詳細な情報のレベルは、グロス損失額の規模に見合ったものとする
銀行は、集約された組織(例えば、IT部門)におけるイベントから生じる損失データ、時間にわたって共通または関連するイベントから生じる損失データ(グループ損失)を割当てる特定の基準を設けること
銀行の信用リスク・データベースに時系列で含まれる信用リスクに関係するオペレーショナル・リスクの損失(例えば、担保管理の失敗)は、この枠組みにおいては最低規制資本を計測するための信用リスクとして引き続き取扱うこと。したがって、当該損失はSMA規制資本の下には置かれない
マーケット・リスクに関するオペレーショナル・リスクの損失は、この枠組みにおいては最低規制資本を計測するためのオペレーショナル・リスクとして扱うことから、SMA規制資本の下に置かれる
SMA損失データ・セットの構築
銀行は、内部発生損失イベントのデータベースに記録される損失またはオペレーショナル・リスクのイベントがSMA規制資本の計測のために設定される損失データにいつ含まれるかに関する基準を定めた方針を有すること
利用可能な内部データから作成される正式なSMA損失データ・セットの構築の際、グロス損失の定義、参照日、グループ損失を含むいくつかの性質に対応する方針および手続を定めること
グロス損失、ネット損失およびリカバリーの定義
グロス損失は、あらゆる種類のリカバリーの前の損失。ネット損失は、リカバリーの影響を考慮した後の損失として定義される。リカバリーは、独立的に発生し、当初の損失イベントに関係し、時間は異なっており、資金または経済的な便益のインフローがサードパーティから提供されるもの
銀行は、すべてのオペレーショナルな損失イベントのグロス損失額、非保険のリカバリー、保険によるリカバリーを慎重に見極めること。銀行は保険によるリカバリーをネットした損失をSMA損失データ・セットのインプットとして利用してはならない
参照日
銀行は、SMA損失データ・セットの構築の際、発見日またはアカウント日を利用すること。他の日の利用は認められない
銀行は、SMA損失データ・セットにおいて法的イベントに関連する損失を含めアカウント日より早い日を利用すること。法的損失イベントの場合、アカウント日はP&Lの中で推計される損失に対して法定準備金が積立てられた日となる
グループ損失
共通のオペレーショナル・リスク・イベントまたは時間にわたるオペレーショナル・リスク・イベントによって生じる損失は、グループ化され、一つの損失としてSMA損失データ・セットに入力されること
銀行の内部発生損失データ方針は、業務、リスク管理およびSMA規制資本の計測に相応しいようにデータをグループ化する状況、データの種類、方法を決定する基準を構築すること。銀行はそれらの基準を適用する際の個々の判断を明確化し文書化すること

(出所) バーゼル委員会「市中協議文書」より野村資本市場研究所作成